平成２３年（フ）第６７号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字東原前188番地　ハイツＷＥＡＬⅡ108号
債務者　半谷　美里
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６９号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町６番地10
債務者　堀田美恵子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第７０号
宮城県白石市西益岡町９番６号
債務者　大槻じゅん
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２５５号
秋田市御野場新町１丁目７番５号
債務者　帯屋　　博
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２号
長野市大字高田1119番地11
債務者　倉品　恵子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
長野県中野市大字中野13番地５　タウンハウスめぐみ２号室、前住所神奈川県川崎市多摩区南生田６丁目26番14号
債務者　村上伊知郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
長野県松本市蟻ケ崎１丁目４番12号
債務者　山田　　將
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市日高町石井51番地
債務者　下垣　まゆ
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
徳島県鳴門市撫養町木津605番地３
債務者　神﨑　浩章
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
徳島市一宮町片山31番地の19、旧住所徳島市一宮町片山30番地の23
債務者　金田　正勝
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
徳島市南末広町４番14―５―504号
債務者　下田　勝由
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１５号
徳島市住吉４丁目３番61エスペランサ住吉105号室
債務者　田上　幸香（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２３号
徳島県徳島市一宮町南丁150番地１、住民票上の住所徳島県徳島市中島田町４丁目92番地の14
債務者　近藤　利久
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
徳島県徳島市昭和町７丁目７番地の１　新昭和マンション203号室
債務者　森野　利恵（旧姓溝渕）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
高知県四万十市具同田黒１丁目３番20―305号　メゾン高畑１号館
債務者　田村　周作
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４８号
高知県宿毛市小筑紫町栄喜560番地４
債務者　峰　　清
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５２号
高知県宿毛市平田町戸内2324番地11
債務者　安東　哲守
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２７３号
大分市大字豊饒235番地　森ビル豊饒Ａ103
債務者　上田　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係